

基準日設定につき通知公告

当社は、令和4年7月5日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につき、それぞれ1000株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和4年6月20日

東京都渋谷区渋谷一丁目23番16号

株式会社グレイスグループ

代表取締役 勝見 祐幸